

(証券コード：8886)
平成28年8月10日

株 主 各 位

名古屋市中区栄四丁目5番3号
株式会社 **ウッドフレンズ**
代表取締役 前 田 和 彦

第34回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会招集のご通知に際して、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、下記の事項に係る情報につきましては、法令および定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.woodfriends.co.jp>) への掲載によりご提供させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

インターネット開示事項

1. 事業報告の「会計監査人に関する事項」
2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
3. 計算書類の「個別注記表」

以 上

~~~~~  
◎インターネット開示事項のうち、個別注記表は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。したがって、第34回定時株主総会招集ご通知の添付資料には個別注記表を記載しておりません。

## 1. 事業報告の「会計監査人に関する事項」

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 17,500千円  |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,500千円  |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

### (1) 取締役会における決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 当社はコンプライアンスに基づく企業倫理、経営環境の激しい変化に対応するため経営組織体制の構築の重要性を認識し、内部統制システムの充実を最も重要な経営課題の一つと位置づける。
- b 役職員が、法令および定款を遵守して職務執行を行い、かつ企業の社会的責任を果たすため、代表取締役が全役職員に、経営方針および行動指針の趣旨を繰り返し伝える。
- c 内部監査部門を社長直轄組織とし、各部署の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査する。
- d コンプライアンス推進委員会を設置し、当グループのコンプライアンス基本方針の周知等によりコンプライアンス経営を推進する。
- e 法令違反を早期に発見し、自浄作用を働かせるため、内部通報制度を運用する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報および文書は、「文書管理規程」に基づき適切に記録・保存・管理の運用を実施する。なお、取締役および監査役は、いつでも当該情報を閲覧することができるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 各部門長は、職務権限規程により付与された権限の範囲で職務を遂行し、その権限を超える場合は、稟議規程等に定めるところにより取締役の許可を要することにより、事業の損失（リスク）を管理する。
- b 事業遂行部門に対する内部牽制機能を担う部門として経営企画室及びコンプライアンス部を位置づけ、各事業のリスクを監視する。
- c 内部監査室はリスク管理の状況に関して調査を行い、代表取締役、財務報告担当取締役ならびに監査役に報告する。その報告に基づき問題点の把握を行い、リスク管理体制の見直しを行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 定期的取締役会を月1回開催し、かつ必要に応じて随時取締役会を招集できる体制をとることにより、重要事項の決定を迅速に行う。
- b 中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
- c 取締役および執行役員で構成する業務遂行の審議機関である経営会議を月1回開催し、意思決定の迅速化を図る。

#### ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 子会社管理規程を定め、権限を適切に委任するとともに、当社への報告・事前付議事項の基準を明確にして、適切な子会社管理を実施する。
- b 子会社との連絡会議を月1回開催し、当社グループとしての適切な経営判断を行う。
- c 当社の内部監査室は、定期的または随時、子会社に対する監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a 内部監査室に所属する者は、監査役の求めに応じて監査役の補助業務を行う。
  - b 前項の他、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の意見をできるだけ尊重した上で人選し、その者を配置する。
  - c 監査役より監査業務に必要な指示を受けた当該使用人は、当該指示に関して取締役による指揮命令は受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。
  
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
  - a 取締役および使用人は、当社または当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、重大な法令違反・定款違反が発生した場合あるいはそれらの発生を予見した場合には、速やかに監査役に報告する。当該報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制とする。
  - b 監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役および使用人に対して、業務執行状況の報告を求めることができる。
  
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a 監査役3名のうち2名は社外監査役とし、対外的に透明性を確保する。また、社外監査役が社内情報を把握するために、監査役会の運営事務局である内部監査室が、社外監査役の要請に応じてサポートを行う。
  - b 監査役は定期的に代表取締役と意見交換を実施する。
  - c 監査役は監査の実効性を確保するため、必要に応じて、弁護士や公認会計士などの社外専門家を活用することができる。また、監査役が職務を執行することに係る費用は当社が負担する。
  
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令等に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、運用状況における有効性の向上を図る。
  
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社および当社グループは、市民生活や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士などの外部専門機関と緊密な連携の下、組織全体として毅然とした態度で対応する。

## (2) 当事業年度における運用状況の概要

業務の適正を確保するため、「ウッドフレンズグループ行動規範」を策定し、その徹底を図るとともに、内部監査部門による定期的な業務監査等の実施を通じて、不正行為の発見に努めております。また、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、コンプライアンス推進委員会による組織対応を行い、一切の関係遮断を図る等の取組みを実施しております。

### 3. 計算書類の「個別注記表」

#### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産・仕掛販売用

個別法による原価法

不動産・未成工事支出金

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 商品・原材料

月次移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用借地上の建物等については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

(4) リース資産

所有権移転ファイナンス・

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

リース取引に係るリース資産

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### (2) 完成工事補償引当金

引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去2年間の実績を基礎に、将来の補償を加味した金額及び準耐火建築物に関する不適合施工にかかる是正工事の見込額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、工期がごく短いもの等その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

#### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

#### (会計方針の変更の注記)

##### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

##### (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社との金銭債権及び金銭債務  
(区分掲記されたものを除く)

|        |         |    |
|--------|---------|----|
| 短期金銭債権 | 115,336 | 千円 |
| 短期金銭債務 | 277,141 | 千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 228,434 千円  
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれて  
おります。

3. 担保に提供している資産

|          |           |    |
|----------|-----------|----|
| 販売用不動産   | 4,880,553 | 千円 |
| 仕掛販売用不動産 | 3,855,375 | 千円 |
| 未成工事支出金  | 739,046   | 千円 |
| 建物       | 3,089     | 千円 |
| 土地       | 104,000   | 千円 |
| 関係会社株式   | 7,000     | 千円 |
| 計        | 9,589,065 | 千円 |

上記に対応する債務

|              |           |    |
|--------------|-----------|----|
| 短期借入金        | 6,059,400 | 千円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | 743,060   | 千円 |
| 長期借入金        | 815,800   | 千円 |
| 計            | 7,618,260 | 千円 |

4. 偶発債務

|                   |         |    |
|-------------------|---------|----|
| 保証債務              |         |    |
| 子会社の金融機関からの借入金    | 467,858 | 千円 |
| 子会社のリース会社からのリース債務 | 143,973 | 千円 |
| 販売顧客の金融機関からの借入金   | 335,769 | 千円 |
| 計                 | 947,601 | 千円 |

|                |         |    |
|----------------|---------|----|
| 重畳的債務引受による連帯債務 | 191,967 | 千円 |
| 計              | 191,967 | 千円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

|            |           |    |
|------------|-----------|----|
| 営業取引の取引高   | 2,240,361 | 千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 102,060   | 千円 |

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の  
低下による簿価切下額

|      |        |    |
|------|--------|----|
| 売上原価 | 36,787 | 千円 |
|------|--------|----|

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 1,480,000株

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 12,800        | 78            | —             | 12,878        |

3. 配当支払額

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|----------------|----------------|
| 平成28年8月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 58,686     | 利益剰余金 | 40          | 平成28年<br>5月31日 | 平成28年<br>8月26日 |



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|               |          |    |
|---------------|----------|----|
| 繰越欠損金         | 53,705   | 千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入超過 | 40,093   | 千円 |
| 関係会社株式評価損     | 12,282   | 千円 |
| 完成工事補償引当金繰入超過 | 53,363   | 千円 |
| 賞与引当金繰入超過     | 23,044   | 千円 |
| その他           | 84,763   | 千円 |
| 評価性引当額        | △151,686 | 千円 |
| 繰延税金資産合計      | 115,566  | 千円 |
| 繰延税金資産の純額     | 115,566  | 千円 |

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律15号)及び「地方税等の一部を改正する法律」(平成28年法律13号)が平成28年3月29日に成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の残高が8,016千円減少し、法人税調整額が8,016千円増加しております。

(関連当事者取引関係)

1. 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の名称         | 住所         | 事業の内容       | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容     |                       | 取引の内容               | 取引金額(千円)  | 科目    | 期末残高(千円) |
|-----|----------------|------------|-------------|-------------------|----------|-----------------------|---------------------|-----------|-------|----------|
|     |                |            |             |                   | 役員の兼任等   | 事業上の関係                |                     |           |       |          |
| 子会社 | 株式会社フォレストノート   | 名古屋市<br>中区 | 建設資材の製造・販売等 | 100.0<br>(-)      | 兼任<br>3名 | 建設資材の購入、注文住宅の施工及び資金貸付 | 建築資材の購入(注1)         | 1,299,936 | 工事未払金 | 208,694  |
|     |                |            |             |                   |          |                       | 管理事務の受託(注1)         | 16,964    | 未収入金  | 1,396    |
|     |                |            |             |                   |          |                       | 資金の貸付(注)2           | 399,000   | 短期貸付金 | 330,000  |
|     |                |            |             |                   |          |                       | 資金の貸付による利息の受取(注)2   | 11,174    | -     | -        |
|     |                |            |             |                   |          |                       | 借入債務等に対する債務保証(注)2、3 | 540,631   | -     | -        |
|     |                |            |             |                   |          |                       | 重畳的債務引受(注)3         | 191,967   | -     | -        |
| 子会社 | 森林公園ゴルフ場運営株式会社 | 名古屋市<br>中区 | ゴルフ場施設の運営受託 | 70.0<br>(-)       | 兼任<br>2名 | 資金貸付                  | 資金の貸付(注)2           | -         | 長期貸付金 | 236,800  |
|     |                |            |             |                   |          |                       | 資金の貸付による利息の受取(注)2   | 10,692    | -     | -        |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引条件については、第三社取引条件を勘案して双方で合意した取引条件によっております。
2. 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 平成27年5月31日付の会社分割により、株式会社フォレストノートが承継したリース債務につき、債務保証及び重畳的債務引受を行っております。
4. 上記取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 役員及び主要株主等

該当事項はありません。

(1株当たり情報関係)

1. 1株当たり純資産額 2,653.79円
2. 1株当たり当期純利益金額 254.27円

(重要な後発事象関係)

該当事項はありません。